



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40

大樹生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

どう変わった?

2024年開始 新NISAってどんな制度?

NISA（ニーサ）とは、2014年1月にスタートした少額から投資を行うことが可能な「小額投資非課税制度」のことをいいます。通常、株式や投資信託などに投資し、これらを売却して得た利益や受け取った配当に対しては約20%の所得税・住民税が課税されるのに対し、NISA口座で得た利益は非課税となります。

このNISAが、2024年から新NISAとして制度が拡充されました。以前とどう変わったかというところ…

	旧 NISA		新 NISA	
	つみたて NISA	一般 NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
口座開設期間	～2023年	～2023年	2024年1月～恒久化	
非課税保有限度額	800万円	600万円	1,800万円(成長投資枠1,200万円)	
年間投資枠	40万円	120万円	120万円	240万円
非課税保有期間	最大20年間	最大5年間	無期限	
制度併用の可否	併用不可		併用可能	
対象商品	一定の条件を満たした投資信託等【※】	上場株式、ETF、投資信託等	一定の条件を満たした投資信託等【※】	一定の上場株式、ETF、投資信託等

【※】金融庁の基準を満たしたものに限定

大きく変わった点

・口座開設期間の恒久化

旧NISAでは投資できる期間が、つみたてNISAで2042年まで、一般NISAで2023年までと決まっていたのに対し、新NISAでは恒久化されました。旧NISAでは口座の開設時期が遅くなると、せっかくの非課税枠限度額が消化しきれなくなるというデメリットがありましたが、新NISAは自分のタイミングで投資が始められ、いつ始めても限度額まで自由に投資が可能になりました。

・つみたて投資枠と成長投資枠を併用できる

旧NISAでは、つみたてNISAと一般NISAは併用不可だったのに対し、新NISAでは一本化され、つみたて投資枠と成長投資枠の併用が可能になりました。

・非課税保有限度額が増大・保有期限も無期限

旧NISAでは、つみたてNISAで年間40万円×最大20年の800万円・一般NISAで年間120万円×最大5年の600万円が保有限度でした。これに対して新NISAでは、保有期限は無期限・年間投資枠もつみたて投資枠で120万円、成長投資枠で240万円となり、生涯の非課税保有限度額は1,800万円（ただし成長投資枠は1,800万円のうち1,200万円が限度額）までと大きく拡大されました。これにより、制度が変わらない限り半永久的に非課税で保有でき、長期運用しやすい制度になりました。

新NISA、自由度が増えたことでどのように投資していくのかを自分で考える負担もありそうですが、少額からでも始められるので、興味がある方はこれを機に調べてみてください。

最後にお決まりの一言ですが、NISAも投資です。投資のリスクを正しく認識したうえで、自分自身の判断と責任に基づいて行なってください。



9月2日(月)は個人事業税の第1期の納付期限です!

令和5年分の所得税の申告書を提出された方は、同時に個人事業税の申告も行ったものとみなされます。課税される事業所には各県税事務所から納税通知書が送られてきますので、下記の期日までに納めてください。納めた事業税は経費(租税公課)になります。ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。

個人事業税 第1期 納付期限	9月2日(月)
個人事業税 第2期 納付期限	12月2日(月)



※年税額が1万円以下の場合、1期目に全額納付となります。
 ※令和5年度より第2期分の納付書も第1期分と併せて送付されていますので、納付まで大切に保管ください。

ブロック大会 参加のご協力、お願いいたします!

別紙でご案内しているブロック大会ですが、北部九州ブロック(福岡・佐賀・長崎)内を毎年持ち回りで回っており、今回は福岡県での開催です。福岡県の中でも福岡市での開催は8年ぶりとなり、地元の会員の皆さんの協力なしでは開催できません!少しでも多くの皆さまにご参加いただきたいと思います。別紙をご確認のうえ、ご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げますm(_)_m

当会で記帳しませんか? 自習室としてご利用ください。

あっという間に今年も8月になりました。帳簿の進み具合はいかがですか?
 当会では教室を自習室として貸し出しております。8月や9月は比較的空いておりますが、秋以降はだんだんと混みあってきますので、この時期に是非お越しください。領収書や通帳だけお持ちいただければパソコンは貸し出しOK、入力で気になる箇所は職員にすぐに確認できます。
 講習会等で教室を使用している場合は利用できませんので、事前にお電話にて確認のうえお越しください。もちろん、通常の記帳確認のご予約もお待ちしております♪



法律相談日のお知らせ

弁護士の橘先生による無料相談

8月16日(金) 15時~17時

ご希望の方は事前に事務局までご予約ください。

※詳細は事務局までお問い合わせください。

税務相談日のお知らせ

税理士による無料相談

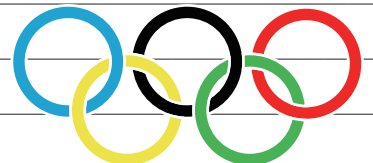
8月5日(月)・22日(木)・9月2日(月)

各日 10時~12時 / 13時~16時

ご希望の方は事前に事務局までご予約ください。

※詳細は事務局までお問い合わせください。

今月以降の 行事予定	行事予定日	行事内容
	8月1日(木)	役職員研修会(事務局は留守にします)
	8月5日(月)・22日(木)、9月2日(月)	税務相談日
	8月16日(金)	法律相談日
	9月2日(月)	【該当者のみ】消費税の中間申告期限 【該当者のみ】個人事業税の第1期分納付期限



ふくおかNEWS

メール: info@aioiro-f.com
 H P: http://aioiro-f.com/
 Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176
 当会発信専用番号:070-5416-5221

編集後記

梅雨が明け、本格的な暑さになりましたね~。
 オリンピック、フランスとの時差で寝不足が続きます(;>_<)

